

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)からの修正箇所 一覧

素案の頁	位置	修正概要	摘要(修正理由等)
88	中段 「ア」の項目の次 (新規追加)	「新しい介護予防の実施スケジュール(案)」 →見直しに向けたスケジュール(案)について、現時点での本市の考え方を追加。	パブ・ユメ意見 「二次予防事業の見直しの具体的内容を提示をしてほしい」との意見を受けた追加
92	下段 「ア」の文章中 下から5行目	「大阪市ボランティア・市民活動センター」 →事業受託者の使用名称であるため、記載内容の見直し。	文章の見直し
93	上段 「イ」の文章中 上から4行目	「学習機会の提供」等 →現時点での取組み内容に合わせた記載内容に修正。	記載内容の見直し
96	下段 「ア」の文章中 上から 1段落目2段落目	「大阪市ボランティア・市民活動センター」 →事業受託者の使用名称であるため、記載内容の見直し。	記載内容の見直し
98	98-101	・「介護予防訪問介護・通所介護」 ・「介護予防給付事業(訪問介護・通所介護)」 等、表現がさまざま。 →「介護予防訪問介護・通所介護」に統一。	形式的な表現の統一
98	98-101 総合事業の国の取組み (新規追加)	・「現状と課題」部分の「新しい総合事業の構築に向けた取組み」について、わかりやすい内容とするため、国のイメージ図等を追加し、文章の見直し。 ・一般介護予防事業と介護予防・日常生活支援総合事業にかかる対象者の説明の追加。 ・多様化を進めるサービスの類型について、国のイメージ図の追加。 ・コーディネーター・協議体の役割等について、国のイメージ図の追加。	パブ・ユメ意見 「総合事業の見直し内容がわかりにくく、具体的内容を示してほしい」との意見を付けた追加・修正
100	上段 本文の文章中 上から6行目 (新規追加)	「ひとり暮らし高齢者が他都市より多く、そのための施策が重要」との趣旨の内容について「現状と課題」部分に現状認識を追加。 →具体的な取組み内容として、ひとり暮らし高齢者等に対する「在宅支援サービスの充実」につなげる	審議会における意見 「大阪市はひとり暮らし世帯が多い、それに関して何らかの記載が必要ではないか」との意見を受けた修正
100	下段 「ア」の文章中	・住民主体サービス等に対する不安の意見が多く「対象者が安心してサービスを利用できるよう」を追加。 ・現行サービス相当の専門サービスの継続を求める意見が多く「専門的なサービスが必要と認められる場合のサービス利用等を含めて適切なサービスが提供される・・・マネージメントを検討すること」についての内容となるよう、修正。 ・市民・事業者への周知が必要との意見を受けて「市民・事業者への周知を行ったうえで、・・・移行」に修正。	パブ・ユメ意見 「現行相当サービスが必要、市民・事業者への十分な周知を望む」等の意見を受けた修正

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)からの修正箇所 一覧

素案の頁	位置	修正概要	摘要(修正理由等)
101	下段 「イ」の項目の次 (新規追加)	「新しい総合事業の実施スケジュール(案)」 →見直しに向けた行程(案)について、現時点での本市の考え方を追加。	パブ・コメ意見 「具体的なスケジュールを示してほしい」との意見を受けた追記。
101	下段 「(2)」の文章中 上から8行目	「複合型サービス」 →「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」に名称変更。	名称変更による
102	中段 「イ」の文章中 上から4行目	「介護サービスの適正化」 →適正化の内容として、「給付実績の活用」等を追記。新たな「第3期適正化計画」に基づき取り組みを進めることを追記。	記載内容の見直し
110	中段 本文の文章中 上から2段落目	「特養の整備方針」について →「プライバシーを配慮した多床室に限り、整備を可能とする」旨の記載に追加。	記載内容の見直し
Ⅲ－第8章 具体的施策 (P113～P182)			
117	中段 「ア」の項目の次 (新規追加)	新規施策である「地域における見守りネットワークの強化」にかかる記載内容の追加	新規施策にかかる記載の追加
118	下段 「イ」の文章中 上から4行目	「初期集中支援チームの説明」 →重点取り組みの内容を修正・追加したことによる修正・追加。	審議会における意見 「初期集中支援チームの役割を明確に」との意見を受けた修正
121	下段 「エ」の項目中 上から3つめの「○」の次 (新規追加)	新規施策である「認知症緊急ショートステイ事業」にかかる記載内容の追加	新規施策にかかる記載の追加
123	下段 「オ」の文章中 上から4行目	「若年性認知症施策の強化」について →重点取り組みの内容を修正・追加したことによる修正・追加。	時点修正 (新オレンジプランの公表に基づく修正)
130	中段 「イ」の項目の前 (新規追加)	新規施策である「介護予防ポイント事業」について、記載内容を追加。	新規施策にかかる記載の追加
130	中段 「イ」の文章中 「はつらつシニア」	「はつらつシニア等への支援」 →重点取り組みの内容を修正・追加したことによる修正・追記。	記載内容の見直し
130	中段 「イ」の項目中 上から1つ目の「○」	「対象者把握事業」 →わかりやすい内容とするため、記載内容の修正	担当内容の見直し
137	中段 「実績」欄 上から2つ目の○	「市民レクリエーションセンター」 →24年度のセンター数の数値を修正	実績誤りの修正